

転入

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

あてはまる手続きをご自身で確認してください。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカード、または、 住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの継続利用(住所変更)	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	住民課	
	前住所で申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方	マイナンバーカードは再申請が必要です。	・交付申請書 ・写真		
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	※受付窓口でご相談ください。		

※各種保険証・受給者証・認定証等は、後日郵送で送付いたします。

保険 年金	国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入 ・保険証の交付	・世帯主の印鑑 ・マイナンバーが確認できる書類	長寿福祉課	
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の加入 ・保険証兼高齢受給者証の交付	・世帯主の印鑑 ・マイナンバーが確認できる書類		
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	保険料の軽減有無確認			
	→転入日よりあとに、勤務先の健康保険の 資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・保険証の交付 ※資格喪失日より14日以内	・勤務先の健康保険の資格喪失証明書		
	→各種認定証が必要な方 (病院での支払が一定金額までになる証明書)	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請	・世帯主の印鑑 ・世帯主及び対象者のマイナンバーが 確認できる書類		
	75歳以上の方 または 65歳以上で 後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険証の交付			
	→福岡県外から転入した方	負担区分の確認	(前の住所地で発行された) ・負担区分等証明書		
→各種認定証が新たに必要の方 (病院での支払が一定金額までになる証明書)	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請	・転入した方の認印 ・マイナンバーの確認できる書類 ※県内引越して認定証を持っている方は申請不要			
年金を受給中の方 (マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方など)	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ		住民課		
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の 資格が切れた方	国民年金の加入(20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内			※受付窓口でご相談ください。

高齢 障がい	介護保険に加入している方(65歳以上の方)	介護保険の加入(保険証は後日郵送)		長寿福祉課	
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の相談	(お持ちの方) 介護保険受給資格証明書		
	障がい者手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳		
重度障がい者の医療受給資格を 持っていた方	重度障がい者の医療助成の相談・申請	・健康保険証 ・障がい者手帳(身障・療育・精神) ・前住所地の所得課税証明書 ・マイナンバーの確認できる書類 ※認印が必要な場合があります。			

子ども	小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き 児童生徒の異動届出書	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類を学校へ提出	教務課	
	0歳~中学生のお子さんがある方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して15日以内	・マイナンバーの確認できる書類 ・請求者の通帳 (3歳未満の子どもがいるとき) ・請求者の健康保険証 (子どもと別居しているとき) ・別居監護申立書	子ども未来課	
		子ども医療費助成の相談・申請	・健康保険証(子) ・マイナンバーの確認できる書類(親・子) ※認印が必要な場合があります。	長寿福祉課	
	0歳~就学前のお子さんがある方	乳幼児健診・予防接種等の相談	・母子健康手帳	子ども未来課	
	妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 ・マイナンバーの確認できる書類 ・前住所地の妊婦健康診査受診票		
	放課後児童クラブの利用を希望する方 保育園に入園を希望する方	児童クラブ入所申込 保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください。		
	ひとり親家庭等に該当する方	ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	・健康保険証(親・子)・戸籍謄本 ・マイナンバーの確認できる書類(親・子) ・前住所地の所得課税証明書 ※認印が必要な場合があります。	長寿福祉課	
特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください。	子ども未来課		

税・ 料金	水道を使用する方	給水開始届	受付窓口またはインターネット	建設課	
	農業集落排水を使用する方(ハツ並、吉岡、土佐井地区)	利用開始届	受付窓口へお越しください。		
	海外から転入される方で納税管理人を定めている方 原付バイク・小型特殊を所有している方	納税管理人の解任 所有申告(軽自動車税)	※受付窓口でご相談ください。		

軽自動車、250cc以下の オートバイを所有している方	※軽自動車協会でご相談ください		軽自動車検査協会北九州支所 050-3816-1751	
自動二輪（250cc超）を所有している方	※福岡運輸支局でご相談ください		福岡運輸支局北九州登録事務所 050-5540-2079	
税・料金等の口座振替を希望する方	口座振替の申請	・預金通帳	税務課、住民課 建設課、長寿福祉課 子ども未来課	
その他	犬を飼っている方	犬の登録	前の住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票	住民課
	町営住宅に入居を希望する方 または町営住宅に同居する方	・町営住宅入居の相談 ・町営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください。	
	防災無線の設置を希望する方	個別受信機設置の申請	※受付窓口でご相談ください。	総務課



開庁時間 あさ **8:30** ~ 夕方 **5:15**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※大平支所・出張所では
受付していませんので
ご注意ください。

○総務課 72-3111 ○企画開発課 72-3112 ○住民課 72-3116 ○税務課 72-3113 ○長寿福祉課 72-3188 ○子ども未来課 72-3127
○産業振興課 72-3151 ○建設課 72-3159 ○教務課 72-3165 ○会計室 72-3182



〒871-0992 福岡県築上郡上毛町大字垂水1321番地1

○ホームページ <https://www.town.koge.lg.jp/index.html>

手続きチェックシート

転入

上毛町に引っ越しされた方へ

役場で手続きの際は**本人確認**が必要です。
以下の書類をお忘れなくお持ちください。

転入届

住み始めた日から **14日以内**に届出してください。

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」または「**住民基本台帳カード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

1点で
本人確認が
できるもの

官公署が発行した顔写真付き
で身分を証明できるもの
・運転免許証
・マイナンバーカード
・パスポート
・障がい者手帳など

2点が
必要なもの

・健康保険証
・年金手帳
・介護保険証
・顔写真付きの社員証
・学生証など

関連する手続きは 内側にあります

代理人の方が手続きするときは

- ①代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- ②手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- ③番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

※必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

